

熊谷市監査委員公告第6号

令和7年度議会事務局定期監査の結果に基づき、市議会議長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年5月29日

熊谷市監査委員 富井晴夫

熊谷市監査委員 腰塚菜穂子

令和7年度議会事務局定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 支出事務 指摘事項なし。</p> <p>2 契約事務 指摘事項なし。</p> <p>3 補助金 指摘事項なし。</p> <p>4 財産管理 指摘事項なし。</p> <p>5 その他 準公金について、収入・支出伝票が作成されていなかったため、熊谷市準公金取扱要綱第6条第1項第3号に基づき、適正な会計事務を行うべきである。</p>	<p>5 その他 令和8年2月分から収入及び支出伝票を作成することとした。今後は、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計事務を行う。</p>